

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年 12月 2日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

延岡市農林水産部林務課、
延岡市ホームページ (<http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>)

3 本公告により、延岡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。